

出席停止に関わる感染症の種類と期間について

※出席停止になる感染症は以下のとおりです。登校再開の際に学校に提出していただく書類についても御確認をお願いします。

※インフルエンザ⇒「保護者記載の罹患届（HP 上に掲載）」に「診療明細書のコピー」または「処方薬の説明書のコピー」を添付

※新型コロナウイルス感染症⇒「保護者記載の罹患届（HP 上に掲載）」に「診療明細書のコピー」または「処方薬の説明書のコピー」を添付

※インフルエンザ、コロナ感染症以外の感染症⇒「医師記載の登校許可証（HP 上に掲載）」
(令和6年1月9日改定))

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体 SARS コロナウイルス スであるものに限る) 天然痘 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 南米出血熱 中東呼吸器症候群 (MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥イン フルエンザを除く) 新型コロナウイルス感染症 百日咳 → 流行性耳下腺炎 → 髄膜炎菌性髄膜炎 → 麻疹 → 風疹 → 水痘 → 咽頭結膜熱 → 結核 →	発症した後5日以上を経過し、かつ、解熱 した後2日を経過するまで (インフルエンザは発症後最低5日間、解 熱後2日間の2つの条件が求められます) 発症日から5日間経過し、かつ症状が軽快 した後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するま で 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が良 好になるまで 病状により学校医等において感染の恐れが ないと認めるまで 解熱した後3日を経過するまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が、か皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染の恐れがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 腸チフス 細菌性赤痢 パラチフス その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ 感染症等)	感染の恐れがないと認めるまで ※その他の感染症については必要があれば 学校医等の意見をきき、出席停止措置を とることができる疾患です。